

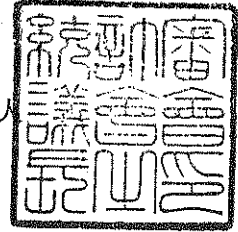


参 考
3

統 審 議 第 2 号
平成 18 年 1 月 13 日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人



諮問第 304 号の答申

平成 18 年に実施される社会生活基本調査の計画について

総務省は、平成18年に実施を予定している社会生活基本調査（指定統計第114号を作成するための調査）について、近年の少子化、高齢化及び高度情報化の進展等に伴う国民の生活時間及び生活行動の変化の実態をよりの確に捉え、多様化する国民の生活行動の時系列比較の確保、アンペイドワークの把握等国际的な統計需要への対応等を図るため、調査事項、集計事項等の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、統計需要への的確な対応、調査の円滑かつ効率的な実施の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査の枠組みについて

本調査は、国民の生活時間の配分及び学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、社会的活動その他の国民の生活行動を詳細に把握する調査として、昭和 51 年に開始されている。以来 30 年余が経過する中で、社会・経済情勢は、高度経済成長に続く石油危機、バブル経済とその崩壊、グローバル化、情報化、少子化及び高齢化の進展等に伴い、大きく変化し、また、政策面では、労働時間の短縮や生涯学習、文化の振興、男女共同参画の推進等の諸施策が実施されるなどにより、国民の社会生活も多様化してきている。こうした観点から本調査をみると、調査開始当初の国民の余暇時間における活動の把握に重点を置いた社会調査から、経済活動の維持・発展に必要な社会的・経済的な行動も含め、様々な経済の動きを社会生活の面から捉える経済統計の意味合いをも有するものとなっており、その利用は多方面に拡大している。

本調査は、このような国民の生活時間及び生活行動の変化をよりの確に捉える統計を整備するため、平成 13 年調査（以下「前回調査」という。）において、従来のブリーコード方式（調査票 A）による調査に加えて、アフターコード方式（調査票 B）による調査を追加して実施しており、今回調査においても、引き続き、これらの 2 種類の調査票により実施する計画である。

このことについては、調査票 A は、大規模な標本調査として、多様化している国民



の生活時間及び生活行動を的確に把握し、必要な地域集計や詳細な家族類型別の集計を行うものである。これに対して、調査票Bは、全国表章が可能な範囲の標本数で調査を実施し、事後的に詳細な生活時間の集計を可能とするものであって、アンペイドワークに係る時間の詳細分析、生活行動に関する国際間の比較にも有効なものとなっている。

このように、両調査票は相互に補完して必要な統計を整備するものと認められ、今回調査においては、前回調査と同様、2種類の調査票による調査を実施することが適当である。

(2) 調査対象（標本設計）について

標本設計については、前回調査と同様の層化2段抽出とし、国勢調査区の中から調査票Aについては約6,300調査区、調査票Bについては約350調査区を抽出し、更に抽出された調査区から世帯を抽出する計画である。

今回調査の調査区数は、前回調査以降、1世帯当たりの平均世帯人員数が減少していることから、前回並みの標本数を維持するために若干の調査区数を増やすことにしている。これは、前回調査と同程度の結果精度を維持するためであり、妥当と認められる。

(3) 調査票及び調査事項について

調査事項については、調査票A及び調査票Bともに、基本的には、前回調査を踏襲しつつ、調査票Aにあつては、①属性的事項について、近年増加している若年無業者の行動実態の把握に資するため、ふだん仕事をしていない者の就業希望状況の設問を追加すること、②生活行動に関する事項のうち「インターネットの利用について」については、インターネットの普及が進んだことから、仕事や学業での利用を除いて調査するほか、「どのような利用をしましたか」の利用形態の項目の変更、更に「どこで利用しましたか」を「何を利用しましたか」に変更すること、③「スポーツ」及び「趣味・娯楽」に関する生活行動種目の選定については、国民の社会生活の的確な把握を行うための基準を設けて、「スポーツ」にあつては、原則として行動者率の高い「バスケットボール」等4種目を、「趣味・娯楽」にあつては、i) 行動者率の高いもの、ii) 積極的（創作的）な行動と考えられるものであって、生活の一部となっているような日常的、一般的な活動ではなく、また、ゲーム・ギャンブルではないものとして、「コーラス・声楽」等9種目を追加する計画である。さらに、多様な生活行動を把握するため、自由記入欄を新設することとしている。また、調査票Bにあつては、生活時間における場所の選択項目について、移動中の状況を明確に把握するため、「移動中・その他」を分離する計画である。

これらについては、本調査に対するニーズと記入者負担を勘案し、限られた調査票のページ数の中で、多様化した国民の生活行動をよりの確に把握しようとするものであり、評価できる。

ただし、生活行動に関する事項については、設問の順序を入れ替える等調査票の設計を見直した上で、以下の改善を図る必要がある。

- ① 「学習・研究」については、自己啓発活動の実態をよりの確に把握するため、平成8年調査（以下「前々回調査」という。）と同様に「学習・研究の方法」を把握するとともに、その内訳である「学級・講座・教室等」については、その開設主体

を把握すること。

- ② 「スポーツ」については、生活行動種目の選定の基準に「我が国の伝統・文化に係る代表的な種目であるもの」を追加し、これに該当するスポーツとして「柔道」及び「剣道」を追加すること。
- ③ 「趣味・娯楽」については、間接的鑑賞活動として行動者率の高いものとして「CD等による音楽鑑賞」、「DVD等による映画鑑賞」を、また高齢社会における統計として整備が望まれるものとして、高齢者の行動者率が高い「写真の撮影等」、「囲碁」及び「将棋」を追加すること。

また、世帯員及び世帯の属性に関する事項については、生活時間、生活行動のより的確な集計・分析に資する観点から、以下の改善を図る必要がある。

- ① 「勤め先などの従業者規模」については、他の調査との比較性の向上に資するため、「5～29人」の階級区分を「5～9人」と「10～29人」とに分割すること。
- ② 「ふだんの1週間の就業時間」については、国際比較の向上等に資するため、「15～34時間」の階級区分を「15～29時間」と「30～34時間」とに分割すること。
- ③ 休暇の取り方と生活行動との関連を多角的な観点から分析することに資するため、前々回調査と同様、「連続した休暇の取得の有無・時期」を把握すること。

さらに、今回の調査方法は、調査員による調査票の配布・収集方式による調査を原則としているが、郵送や封入による調査票の提出を希望する報告者が増加することが予想される。このことから、調査員の審査を経由しない調査票の提出が増加した場合、それらの調査票の記入内容が結果精度にどのような影響を及ぼすかを検証し、次回調査の企画に反映させるため、調査票の提出方法及び審査の実施状況に係るチェックフラグを設けることが適当である。

(4) 調査方法について

調査方法については、本調査は調査対象者の生活時間や生活行動を詳細に把握するものであり、調査内容が複雑である一方、正確な記入が求められることから、従来どおり、調査員による調査票の配布・収集方式による調査を原則として実施する計画である。このことについては、調査員による調査票の記入指導、審査等が調査の結果精度を維持、確保する上で必要と認められ、適当である。

しかしながら、統計調査を巡る環境が悪化している中で、調査のより円滑な実施を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県担当職員及び統計調査員を対象とする研修・訓練において、実査が円滑かつ的確に実施されるよう、これまで以上に、統計調査におけるプライバシー保護対策に係る事項に重点を置いて実施されるよう措置すること。
- ② 広報については、報告者の調査への協力を得るため、本調査の目的、調査結果の利活用の例等の紹介のみならず、統計調査における秘密の保護、個人情報保護と統計調査の関係及び報告者の申告義務について、分かりやすく解説したパンフレットの配布等、報告者の理解と協力を得るための広報を実施すること。

(5) 集計・公表について

集計事項については、多様化する国民の生活行動の的確な把握、結果の利用の拡大及び国際比較への対応等の観点から、①調査対象者全体を対象として、配偶者・子どもの有無、年齢、就学及び就業状況に基づき設定したライフステージ別集計を追加す

る（調査票A、B）、②生活時間の表章を「分」単位に変更する（調査票A、B）、③起床、朝食、出勤、帰宅、夕食及び就寝に係る平均時刻を集計する（調査票A）、④前回調査以降の市町村合併の進展を踏まえ、従来の地域別集計のほか、人口集中地区別の集計を追加する（調査票A）、⑤詳細行動分類について、結果を分かりやすく示すため、またアンペイドワークの把握等国際的な統計需要への対応を図るために、新たに大・中分類の区分を設けるとともに、一部の行動区分の分割を行う（調査票B）、⑥いわゆる「ながら」行動の実態を的確に把握するために、同時行動について、主行動とクロス集計を行うこととする（調査票B）、等の変更を行う計画である。

また、調査票Bに係る結果を、前回より3か月早めて調査の翌年末（平成19年12月）に公表することとしている。

これらについては、本調査の目的に即した統計を作成するものであり、適当である。

ただし、調査票Aの起床等に係る時刻に関しては、より有効な分析が可能となるように、その分布情報についても集計・公表する必要がある。

2 今後の検討課題

(1) 生活行動種目の選定について

本調査は、国民の生活時間の配分及び学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、社会的活動その他の生活行動を世帯員及び世帯属性との関連において詳細に把握する唯一の調査として、統計体系上、重要な位置を占めており、統計ニーズへの的確な対応が求められている。

このことを踏まえ、生活行動種目については、報告者の負担にも留意しつつ、継続して把握することが必要と認められるものの選定について、検討する必要がある。

(2) 調査の円滑な実施の確保について

本調査については、その記入内容が、報告者の2日間にわたる生活時間及び生活行動等の個人に係る情報を詳細に把握するものであり、また記入負担も大きいことから、報告者の理解と協力が何よりも重要となっている。

したがって、国民の個人情報保護に関する意識の高まりに的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、次回調査に向けて、調査方法や調査票の提出方法等について、検討を行う必要がある。

(3) データ利用の拡大について

本調査は、国民の生活時間の配分や生活行動について、詳細に把握するものであり、作成される統計表も集計に当たり、様々な工夫を凝らし、各種の分析が可能となるよう措置されている。

しかしながら、調査計画に係る標準的な集計表以外にも、多岐多様な集計・分析が考えられ、またそのような結果利用のニーズは極めて強いものがある。

現在、こうした統計の利用ニーズに対応するため、試験的な匿名標本データの作成が行われ、学術目的の利用に供されているが、今後、更に利用拡大に向けた取組を進めることが望まれる。